

(別紙)

一般廃棄物収集運搬・処理業務仕様書

岩手県立中央病院の一般廃棄物収集運搬・処理業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」及び関係法令の定めのほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 収集運搬及び処理を委託する一般廃棄物の種類及び予定数量は次のとおりとする。

一般廃棄物 285,280kg (年間予定数量)

(内訳)

可燃物 218,640kg

不燃物 10kg

空缶* 1,440kg

空瓶* 1,680kg

ペットボトル* 5,280kg

ダンボール* 54,600kg

新聞* 30kg

雑誌・雑紙* 3,600kg

※「*」印についてはリサイクル処理とする。

2 受託者の事業範囲は以下のとおりである。

(1) 許可市町村(許可番号): 盛岡市指令 廃第 ー 号

(2) 取り扱う廃棄物の種類: 許可証のとおり

(3) 業の種類: 収集及び運搬

(4) 許可期間: ー 年 ー 月 ー 日から ー 年 ー 月 ー 日まで

(5) 許可の条件: 許可証のとおり

なお、許可事項に変更があったときは、速やかに通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

3 収集運搬

(1) 廃棄物の収集運搬は、原則として次のとおりとする。なお、必要がある場合は、委託者と受託者で協議のうえ実施するものとする。

①可燃物・ダンボール・新聞・雑誌については、毎日1回以上(日・祝日は除く)。

②不燃物・缶・瓶・ペットボトルについては、1週間に1回以上(土・日・祝日は除く)。

(2) 本業務の実施により、当院の施設又は周辺を汚した場合は、早急に清掃するものとする。

(3) 収集運搬に使用する車両は、運搬時において飛散、流出することのない車両構造を有するものとする。

(4) 収集は、委託者の立会いのもとに実施するものとする。

(5) 収集運搬にあたっては、周辺地域住民の生活環境に配慮し、患者の通行及び車両の通行の妨げとならないよう実施するものとする。

4 処分

病院から収集運搬した廃棄物は別表に掲げる処分場に搬入するものとし、その最終処分については、法令に従い迅速に処理するものとする。

5 業務従事者は、常に清潔なユニフォームを着用し、会社名及び氏名を記載した名札をつけること。

6 受託者は、当院が委託した廃棄物の適正処理のために必要な情報を委託者に提供するものとする。

7 当月の委託業務が完了したときは、別紙様式1「業務完了報告書」を当院に提出するものとする。